

自転車のルール、知っていますか？

自転車は『車両』です！

車やバイクと同じように交通ルールを守りましょう！！

自転車に乗るときは、ルールを守り、安全な運転を心がけましょう。また、車の運転者や歩行者も自転車のルールを知って、お互いを思いやり安全を心がけましょう。



自転車の基本的な通行ルール(自転車安全利用五則)

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

●車道通行の原則

- ▷自転車は、歩道と車道の区分のある道路では、車道を通行しなければいけません
- ▷道路では左側を通行し、特に車両通行帯のない道路では、道路の左側端を通行

●例外的に歩道を通行できる場合

- ▷道路標識等により、歩道を通行することができるとされているとき
- ▷自転車の運転者が、高齢者や児童、幼児であるとき
- ▷道路工事が行われている場合や車道の幅、自動車の交通量等からみて自動車との接触の危険がある場合

2 車道は左側を通行

3 歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行

4 交通ルールを守る

危険行為を繰り返すと『自転車運転者講習』の受講が義務付けられます。命令を受けてから3カ月以内の指定された期間内に受講しないと5万円以下の罰金が科せられます。

5 子どもはヘルメットを着用



自転車が加害者になってしまうと高額な賠償金が生じることがあります

自転車事故でも被害の大きさにより数千万円の賠償金を支払わなくてはならない場合もあります。この賠償責任は、未成年でも責任を免れることはできません。



●高額賠償事例…賠償額9,521万円

男子小学生(11歳)が夜間走行中、歩道と車道の区別のない道路を歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。(神戸地方裁判所、平成25年7月4日判決)

▷万が一の事故に備え、保険に加入しましょう

《 保険の種類と補償対象 》

補償内容	相手の生命・身体	相手の財産	自分の生命・身体	取り扱い
保険の種類				
個人賠償責任保険	○	○	×	損害保険会社
傷害保険	×	×	○	損害保険会社
T Sマーク付帯保険	○	×	○	自転車安全整備店

※保険の種類はさまざまです。詳しくは、保険会社・代理店、自転車安全整備店でご確認ください

厚岸町交通安全運動推進委員会、厚岸町交通安全協会、厚岸警察署、厚岸町